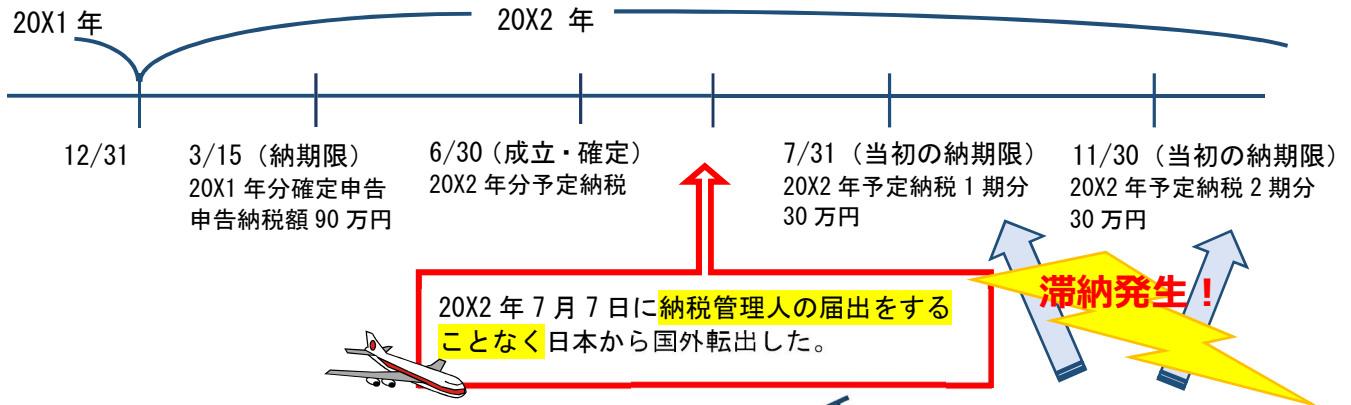


◎ 予定納税と国外転出 《滞納発生にご注意下さい》

(例：20X1年分の所得が給与所得のみであった会社員甲（居住者）さんが転職し、納税管理人の届出書を提出することなくA国に国外転出したが、**国外転出時の確定申告の提出及び納税・予定納税分の納税**を失念していた。)



国外転出時までに必要な手続

- 確定申告書の提出及び納税
- 予定納税分の納税
(国外転出後に到来する予定納税の納期限は、国外転出時となります。)

国外転出時までには納税管理人の届出書を提出すると、当初の納期限のままです。

POINT

左欄の「国外転出時までに必要な手続」を失念すると、そのまま滞納となります。

国外転出時までには、申告と納税を済ませておくことが大切です。



◎ 年の途中で国外転出した場合の振替納税の利用について

国外転出時までには納税管理人の届出書を提出した場合は、確定申告期限内に申告を行うことで、振替納税を継続して利用することができます。

納税管理人の届出がないと、振替納税が利用できず、滞納が発生することがあります。

➤ 口座引落日（振替日）・振替金額・口座残高を確認してください。

納税管理人の届出書が提出されていても、国外転出前に振替口座の残高を出金してしまい、口座残高不足のため滞納となることがあります。

振替日の前日に、振替口座の残高確認をしてください。

➤ 令和4年1月1日から、納税管理人の届出書が提出されていないときには、納税地を所轄する税務署長又は国税局長は必要に応じて納税管理人の届出書を提出するよう書面で求め、それでも届出書が提出されなかったときには納税管理人を指定することができるように、納税管理人制度が拡充されます。

所得税の申告及び納税についてお分かりにならない点などがありましたら、所轄の税務署にお尋ねください。

国税庁HPでは、所得税の申告及び納税に関する情報を提供しています。【<https://www.nta.go.jp>】
国税の納付手続に関する情報は右のQRコードからご覧ください。

